

別表 4

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	種類		負担者		負担区分の考え方
			富岡町	指定管理者	
建物	改築又は構造耐力上主要な部分にかかる修繕		○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」
	見積額 200 万円以上の修繕		○		
	見積額 200 万円未満の修繕			○	
工作物	新設等		協議事項		工作物の新設の計画はないが、必要に応じて協議により定める
	見積額 200 万円以上の修繕		○		
	見積額 200 万円未満の修繕			○	
機械装置	新設等		協議事項		機械装置の新設の計画はないが、必要に応じて協議により定める
	見積額 200 万円以上の修繕		○		
	見積額 200 万円未満の修繕			○	
備品	購入	公の施設の維持管理として必要と認められる備品	○		
		営業として集客力向上のためなどに要する備品		○	
	修繕	見積額 10 万円以上の修繕	○		
		見積額 10 万円未満の修繕		○	

※構造耐力上主要な部分

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の振動若しくは衝撃を支えるものをいう。

※工作物

建築物に付随しない門扉・塀・看板等